中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

附　則

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

経済産業大臣　甘利　明
内閣総理大臣　福田　康夫

弁理士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十年八月一日
内閣総理大臣　福田　康夫

政令第二百四十六号

弁理士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十六条の十四第一項及び第二項並びに第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条を第八条とし、第五条を第七条とし、第四条を第六条とし、第三条中「第十号まで」を「第十一号まで」に改め、同条を第五条とする。

第二条の次に次の二条を加える。

（経済産業大臣の行う実務修習に係る手数料）

第三条　法第十六条の十四第一項の政令で定める手数料の額は、十一万八千六百円とする。

（指定修習機関の行う実務修習事務に係る手数料の額の認可）

第四条　法第十六条の十四第二項の規定による認可を受けようとする指定修習機関は、認可を受けようとする手数料の額及び実務修習事務の実施に要する費用の額に関し経済産業省令で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2　経済産業大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

一　手数料の額が当該実務修習事務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。

二　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

附　則

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

財務大臣　額賀福志郎
経済産業大臣　甘利　明
内閣総理大臣　福田　康夫

ガス事業法施行令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十年八月一日
内閣総理大臣　福田　康夫

政令第二百四十七号

ガス事業法施行令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十九条の二第一項及び第五十一条の三並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二条第七項及び第九十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（ガス事業法施行令の一部改正）

第一条　ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次の一号を加える。

五　ガスこんろ（ガスの消費量の総和が一四キロワット（ガスオーブンを有するものにあつては、二一キロワット）以下のものであつて、こんろバーナー一個当たりのガスの消費量が五・八キロワット以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く。）

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号を次のように改める。

二　液化石油ガスこんろであつて、次に掲げるもの

イ　液化石油ガスを充てんした容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のもの

ロ　液化石油ガスの消費量の総和が十四キロワット（ガスオーブンを有するものにあつては、二十一キロワット）以下のものであつて、こんろバーナー一個当たりの液化石油ガスの消費量が五・八キロワット以下のもの（イに掲げるものを除く。）

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後のガス事業法施行令別表第一第五号に掲げるガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から一年間は、ガス事業法第三十九条の三の規定にかかわらず、同法第三十九条の十二の規定による表示が付されていない当該ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

2　この政令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令別表第一第二号ロに掲げる液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から一年間は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十九条の規定にかかわらず、同法第四十八条の規定による表示が付されていない当該液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

経済産業大臣　甘利　明
内閣総理大臣　福田　康夫

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十年八月一日
内閣総理大臣　福田　康夫

政令第二百四十八号

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十年九月三十日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　福田　康夫
外務大臣　高村　正彦
防衛大臣　石破　茂

府　令

○内閣府令第四十八号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第三十九号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十条の三及び警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十六条第一項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十年八月一日

内閣総理大臣　福田　康夫